

川崎市多文化共生施策検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市多文化共生社会推進指針(以下「指針」という。)が掲げる基本目標である多文化共生社会の実現に向け、必要な助言を得るため、川崎市多文化共生施策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、市長に対して助言する。

- (1) 指針に基づく施策の検証・評価に関すること。
- (2) 指針の改定に関すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。

- 2 委員は、外国人市民施策に関し見識を有する学識経験者等から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年間とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その職務を行うため必要と認める時は、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市民・こども局人権・男女共同参画室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(川崎市外国人市民施策推進指針検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 川崎市外国人市民施策推進指針検討委員会設置要綱(14川市人第221号、平成14年9月1日施行、平成16年4月1日改正)は、廃止する。

(任期等の特例)

- 3 この要綱の施行の日以降、最初に委嘱される委員は、第3条第3項の規定にかかわらず、任期は平成20年3月31日までとし、再任は妨げないものとする。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。